

兵庫県国民保護計画の変更について

1 変更の趣旨

本計画は、国民保護法に基づき平成18年3月の作成以来、国が定める「国民の保護に関する基本指針」の変更等に伴い計画変更を行ってきた（最終変更：平成30年12月）。

令和8年3月に基本指針の変更が行われたことを踏まえ、国民保護法第34条の規定に基づき計画を変更する。

【参考】 ○ 兵庫県国民保護計画（現行）（兵庫県ホームページ）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/pa18_000000004.html

○ 国民の保護に関する基本指針（内閣官房 国民保護ポータルサイト）

<https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/yujikanrensei/kihonshishin.html>

2 変更スケジュール

令和8年7月8～14日 国民保護協議会 幹事会（書面開催）

8月3～14日 国民保護協議会（書面開催）

8月21日 国との協議

9月中旬 閣議決定後、計画変更完了

3 変更の内容

(1) 国民保護基本指針の変更に基づく変更

(新旧対照表 P.1～5)

- 国民保護法施行令改正（R7.8）による救援への「**福祉サービスの提供**」の追記
- **保健医療福祉活動の調整**を遅滞なく行うための体制整備について追記
- 災害時応援協定等を参考にした事業者との連携について追記
- 指定(地方)公共機関に対する訓練・研修会への参加の呼びかけの追記
- 避難施設の確保に係る基本的な方針（**シェルター基本方針**）について追記 等

(2) 時点更新

① 県地域防災計画を踏まえた変更

(新旧対照表 P.6～19)

- 備蓄体制等の変更
- 救援（食品の給与、医療の提供）の変更 等

② その他の変更

(新旧対照表 P.20～32)

- 指定(地方)公共機関の名称変更・追加
- 関係機関との協定一覧の削除（締結数が増えたため資料編に掲載）
- 緊急通行車両等事前届出制度の廃止に伴う変更
- 県組織改編の反映
- 統計数値の修正（気候、人口分布、資機材など）
- 用語の適正化 等